

	事 項	講 師 の 所 見	現 状	必 要 な 作 業
1	常任委員会の数	委員会の性格には、縦割り（所管ごと/常任委員会）と横割り（事項ごと/特別委員会）がある。 長久手市議会の場合、くらし建設委員会の所管事項は関連性が低いと感じる。議員定数が少なく常任委員会の設置数をおさえるより、必要数の委員会を設置し複数所属とすることもできる。委員会審査を充実するためには、一定数の委員が必要であり、そのためには議員定数を増やすことも必要である。	3 常任委員会(定数6人) 議会運営委員会(定数8人) 議会だより編集特別委員会(定数6人)	○条例の改正 長久手市議会委員会に関する条例（委員定数、所管） 長久手市議会の議員の定数条例（議員定数）
2	予算・決算特別委員会	予算・決算特別委員会は、違法ではないが適切ではない。予算や決算は、恒常的に審査調査を行う必要があり、必要な時期に必要な期間だけ臨時的に設置する特別委員会の趣旨に合致しない。 常任委員会化して、審査に至るまでさまざまな予算・決算に関わる情報を所管事務調査等で集め審査に生かさなければ、詳細な審査はできない。	予算、決算特別委員会として設置している。 付託議案は一般会計のみ。	○条例の改正 長久手市議会委員会に関する条例（常任委員会の名称、委員定数、所管等） ○議会運営委員会申し合わせ事項の改正 予算・決算特別委員会については、委員数を8人とする（P10） ○長久手市議会運営上の先例 予算・決算特別委員会については、委員数を8人とする。（P21）
3	議会だより編集特別委員会	議会だよりは臨時に発行するものではなく、任期中取り組むものであるため、常任委員会化することが適法であり適当である。特別委員会は適法であるが不適当である。	議会だより編集特別委員会として設置している。	○条例の改正 長久手市議会委員会に関する条例（常任委員会の名称、委員定数、所管等） ○議会だより編集要領の改正
4	副議長の委員会への出席	議長は地方自治法第105条により委員会に出席できるが、副議長が委員会へ公務として出席するのであれば、委員外議員の手続きが必要である。	副議長が議会運営委員会及び総務常任委員会（議長は委員）に議長代理又は副議長として出席している。	委員会条例によって定めることができる。若しくは、会議規則第66条により、該当の委員会内で委員外議員の出席を諮る
5	所管事務調査の手続き	①常任委員会等で所管事務調査を行う旨の議決を行う。 ②議長に対して所管事務調査の事項、目的、方法及び期間当をあらかじめ通知することが必要である。（会議規則第70条）	常任委員会等で所管事務調査権を行う旨の議決を行っていない。	委員会内で所管事務調査権を行う旨の議決を行った上で、所管事務調査を行う
6	閉会中の継続調査申出書	閉会中継続調査申出事件は、全般的・包括的なものではなく、特定かつ具体的な内容を記載すべきである。	委員会条例に規定する「○部に関することについて」と申出書に記載している。 委員長から議長へ通知をしていない。	閉会中継続調査申出事件として、特定かつ具体的な内容を記載する
7	所管事務調査の報告	所管事務調査の報告について法的根拠はないが、有益な情報は共有すべきである。所管事務調査の結果、見解、要望、改善すべき点等の成果を市民と共有するためにも本会議での報告が必要である。	所管事務調査の報告は行っていない。	市民への報告をどこまで行うか。 例えば所管事務調査の報告を本会議で行う。
8	委員会の公開	議会活動だからと委員会を全て公開すべきではない。会議の内容によって、公開・非公開を分けるべきである。	原則、全ての委員会を公開している。	特に問題があるとは考えにくいですが、非公開にすべき案件を委員会で協議することもあり得る。
9	委員会審査報告書	議決結果だけでなく議案の内容、審査の内容を記載している議会もあり、参考になるとよい。	委員会審査報告書には、議案及び審査の内容は記載していない。	市民への報告をどこまで行うか。 例えば委員会審査報告書に審査内容の要点を記載
10	委員派遣報告書	HPや議会だよりを通じて住民に公開するとよい。	委員会視察報告は議会だよりに掲載している。	市民への報告をどこまで行うか。 HPでの公開（報告の様式を統一するとわかりやすい）

## 予算、決算の審査は常任委員会で

地方議会の委員会の設置数や一個の常任委員の制限廃止に伴い、委員会の活動が大きく変わると想像したが、実際は先例踏襲の運営が多い。自由化されたのだから、それを生かす必要があるが、先例踏襲になりがちだ。

そこで予算や決算の委員会の位置づけや、通年議会の是非について述べることにした。

### 予算、決算は常任委員会

毎年九月から一二月にかけて、どの地方議会でも決算を審議する。具体的な審査は委員会で行うが、ほとんどの地方議会は特別委員会を設置して審査している。

長い間、決算は特別委員会で審査するものとの意識があるので、議員は特別委員会を設置し、付託、審査することを不思議と思わなかったに違いない。

委員会には常任委員会と特別委員会がある。毎年提出される議案は常任委員会で審査するのが原則だ。予算や決算は毎年提出されるから、当然に常任委員会で審査すべきものである。

昭和二二年に制定された地方自治法は、常任委員会の設置数や議員が就任する常任委員の数を制約していなかったが、昭和三十一年の地方自治法改正で常任委員会の設置数が制約され、また常任委員の就任数も一個に限定された。

その後、平成一二年に政務調査費の法制化に伴い議会の活性化を図る方法として常任委員会の設置数の制限がなくなつたが、常任委員の就任数一個の制約はそのままとつたので、地方議会は常任委員会の数を増やすことはできなかつた。平成一八年の地方自治法改正で、議員は少なくとも一個の常任委員に就任することとされ、昭和三十一年から五〇年振りに常任委員の複數制が可能となつた。

しかしながら五〇年間、常任委員は一個と制約され、これに伴い決算審査を特別委員会で行つてきたので、平成一八年の地方自治法改正で決算常任委員会の設置が可能になつても、地方議会はそれを活用することができないのかもしれないが、やはり常任委員会による審査という原則に戻つてほしいものである。

このことは委員会制度が発達しているアメリカ合衆国の議会の歴史を見ればよく分かることである。アメリカは一七七六年に独立した。議案の提案権は議員にあるので、議案が提出されると特別委員会を設置して付託した。その議案が成立または否決されると特別委員会は消滅する。数年間、このやり方を行つたところ、議員から毎年提出される議案があるので、これらは常設の委員会、つまり常任委員会を設置して付託すればよいとの意見が出された。つまり特別委員会から常任委員会が生まれたのである。

日本では、昭和二二年の地方自治法が常任委員会と特別委員会を地方議会に同時に与えたので、常任

委員会からはみ出た案件を対象とするものは特別委員会を設置して対応しようとする考えがあるのだらう。このような発想は、昭和三十一年の地方自治法改正で常任委員会の設置数と常任委員の所属数が制限

日本では、昭和二二年の地方自治法が常任委員会と特別委員会を地方議会に同時に与えたので、常任

委員会からはみ出た案件を対象とするものは特別委員会を設置して対応しようとする考えがあるのだろう。このような発想は、昭和三一年の地方自治法改正で常任委員会の設置数と常任委員の所属数が制限され約五〇年間続いたことによる後遺症である。

決算よりも重要なのは予算であるから、予算の審査は予算常任委員会で行うべきものである。いわゆる予算の分割付託は議案一体の原則に反すると言われながらも、これまでは予算常任委員会を設置する余裕がなかったので、タテ割の常任委員会に分割付託して審査したり、予算特別委員会を設置して審査していた。分割付託は議案一体の原則から違法であると指摘されても、議員全員が予算の審査に当たりたいとの要求があったため、その要求が違法審査の声を乗り越えて多くの地方議会で行われていた。

また、予算特別委員会を設置して審査しているところは、分割付託より前進であることを強調しているが、本来、特別委員会の対象でない予算を特別委員会に付託したことへの反省は、ほとんど聞かれない。むしろ予算特別委員会の設置を自慢する傾向すら見られる。ということは常任委員会と特別委員会を区別しない発想である。

決算常任委員会を設置しても、審査期間は九月から一二月までの四カ月しかなく、あとは開店休業だとの意見がある。それを回避するには予算決算常任委員会を議長を除く議員全員で設置し、最初に総括質疑を行ったのちタテ割の常任委員会を分科会として活用すればよい。分科会で詳細に審査するのは、分割付託と同じとの疑問が出るであろうが、分割付託では各委員会で採決するのに対し、分科会は審査するだけで採決せず、審査の内容を委員会に報告するのみである。

常任委員会への分割付託では採決していたので、審査のみの分科会のやり方には満足しない議員がいるだろうが、そもそも分割付託では審査だけをすべきであるにもかかわらず採決していたのが間違っていたのである。みんなで渡れば恐くないとの発想で分割付託―審査―採決をやっていたので、議員も議会事務局も当たり前になってしまっていたのだろう。

分割付託で採決した結果、すべての委員会が可決または否決であればよいが、委員会によって可決、否決があつたとき、予算全体の委員会審査結果はどうなるのか。極端な場合、特定の委員会が継続審査と決定すると予算は議長へ戻らなくなるはずであるが、継続審査も委員会の、「一種の審査結果」とみなしたのであろう。付託委員会の意思が異なる場合、委員会の審査経過と結果は、文字通り議員が本会議で採決するときの参考情報にすぎなくなる。その意味では採決をしない分科会の審査報告と同じである。

### 議会広報、議運も常任委員会

このほか現在、正規の委員会として活動しているもので、当然に常任委員会とすべきものがある。

その一は議会広報特別委員会。多くの議会が議会広報を発行しており、この担当として議会広報委員会を設けている。広報発行の責任者は議長であり、発行したときから議長を補佐するために「議会広報委員会」を設けている。広報の作成を中心に活動しており、広報委員はもちろん議員は全員が議会広報委員会を事実上、公的な委員会として認めている。委員も当然公的な活動と思つて従事している。しかし法的な委員会は常任委員会と特別委員会、それに平成三年から議会運営委員会が加わつたが、この三

種類だけである。議会広報委員会は公務性があつても法的な委員会ではないので、費用弁償の支給や公務災害の対象にならない。このため地方議会によつては、変則ではあつても議会の議決で「議会広報特

「委員会を事実上」公的な委員会として認めている。委員も当然公的な活動と思つて従事している。しかし法的な委員会は常任委員会と特別委員会、それに平成三年から議会運営委員会が加わつたが、この三種類だけである。議会広報委員会は公務性があつても法的な委員会ではないので、費用弁償の支給や公務災害の対象にならない。このため地方議会によつては、変則ではあつても議会の議決で「議会広報特別委員会」として設置し、費用弁償と公務災害の適用対象にしている。同じことをやつていても「特別」がつくか、つかないかによつて、これだけの差が出る。

平成一八年の地方自治法の改正で「議会広報委員会」や「議会広報特別委員会」は「議会広報常任委員会」にすることができ、議会広報は毎年四回定例会後に発行するのであるから議会広報常任委員会とすべきである。平成二〇年の地方自治法改正で、「議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行う場」における活動は、公務性があり費用弁償の支給や公務災害の対象になつた（会議規則で規定することが必要）。この協議等の場に議会広報委員会が該当するように言われているが、それは誤りである。議会広報の事務は下準備的な協議、調整を指すものではなく、議会の活動を主権者である住民に伝えるための正規の活動であるから「議会広報常任委員会」と位置づけるべきものである。

その二は議会運営委員会。議会運営委員会は議会の運営を円滑に行うために必要な委員会であり、特に全国都道府県議会議長会の長年にわたる要望運動の結果、平成三年の地方自治法改正で法制化されたものである。

当時は常任委員会の数が制限され、また議員は一個の常任委員にしか就任できなかつたため、昭和四八年九月、常任委員会のほかに法律上の正規の委員会として予算委員会、決算委員会、議会運営委員

会の三つを地方自治法に規定するよう要望した。このうち平成三年になつて議会運営委員会だけが参考人制度の創設とともに認められた。この間、実に一七年を要した。議会に関する制度改正は、正当な理由があつても遅々としてゐる一例だ。議会運営の手續ぎでなく、実質的な監視や団体意思決定である予算や決算については、独自の委員会を認めさせることができず現在に至つた。

議会運営委員会は法制化前も後も同じ役割を果たしているが、法制化後は費用弁償の支給や公務災害の対象になり、その地位の向上や議員の安心した活動に役立っている。

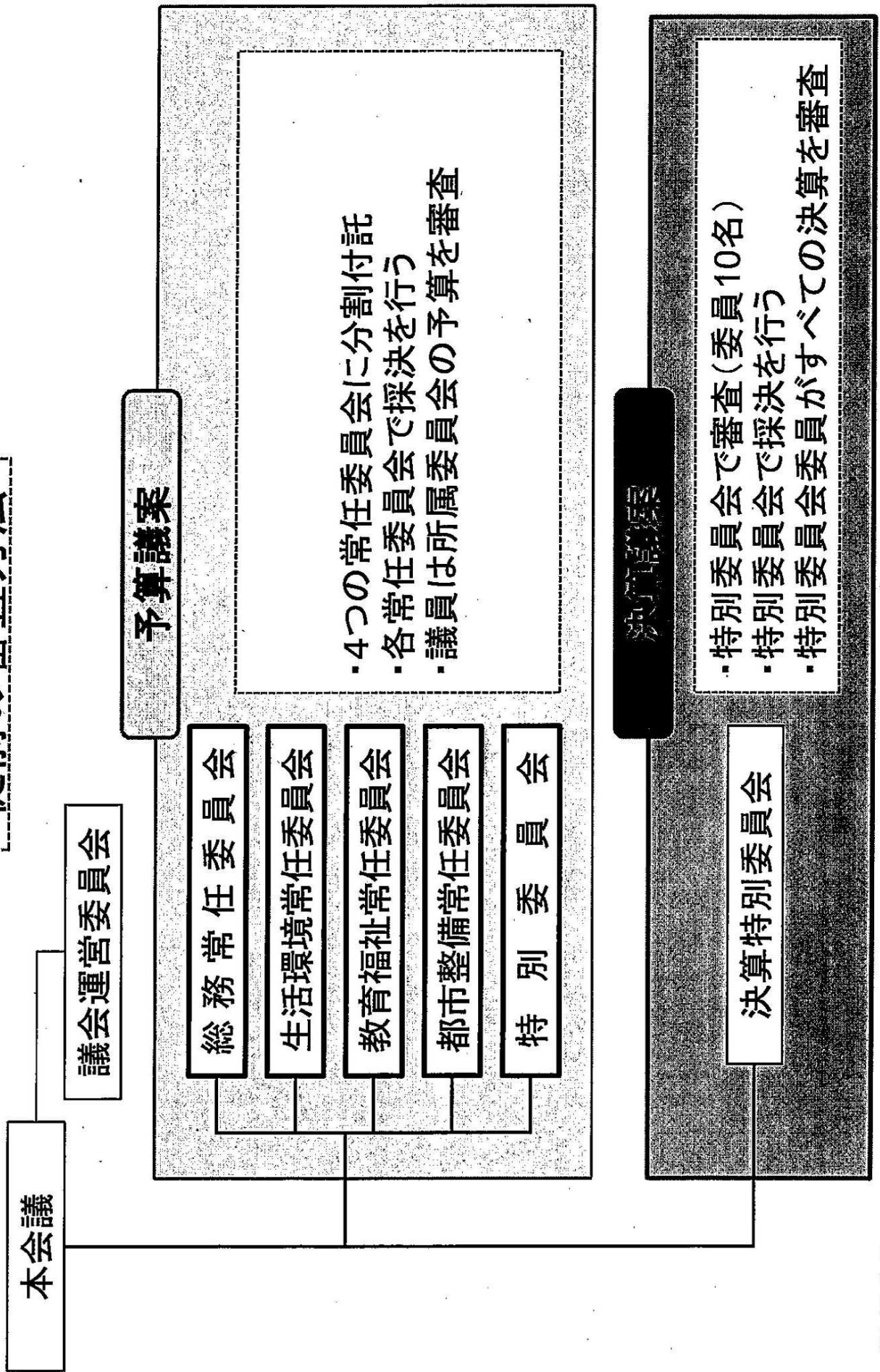
議会運営委員会はどのような地位にあるべきか。議会運営委員会なくして議会の円滑な運営を期待することはできない。議長を裏面で支え、またその決定が運営を左右している。各会派や議員間で意見や政策の対立があつた場合、まず議会運営委員会で協議、調整し、一致点を見つけてるので、本会議や委員会が円滑に運営される。この意味で議会運営委員会は常設、必置の委員会である。衆議院、参議院の議院運営委員会は常任委員会であり、この位置づけは地方議会も同様である。したがって地方議会も常任委員会と規定する必要があるが、平成三年の地方自治法改正で常任委員会や特別委員会の枠外として議会運営委員会を設置した位置づけを変える必要がある。平成一八年の地方自治法改正のとき、議会運営委員会を常任とも特別ともつかない委員会ではなく、常任委員会に改める改正を行うべきであつたが、これをしなかつたため、標準委員会条例で議会運営常任委員会とする改正を行うことができない。

なぜ平成一八年の地方自治法改正の際に、議会運営委員会の根拠規定である同法一〇九条の二を削除しなかつたのか理解に苦しむ。国会の議院運営委員会が常任委員会であるのだから、それと同じ取扱

をするなら地方自治法から削除し、必要事項は標準委員会条例に規定すればよかつたのである。議員数  
り多、国々でする常任委員会と寺川委員会の二つしかないので、議員数の少ない地方議会には常任委員

# 予算決算常任委員会による審査

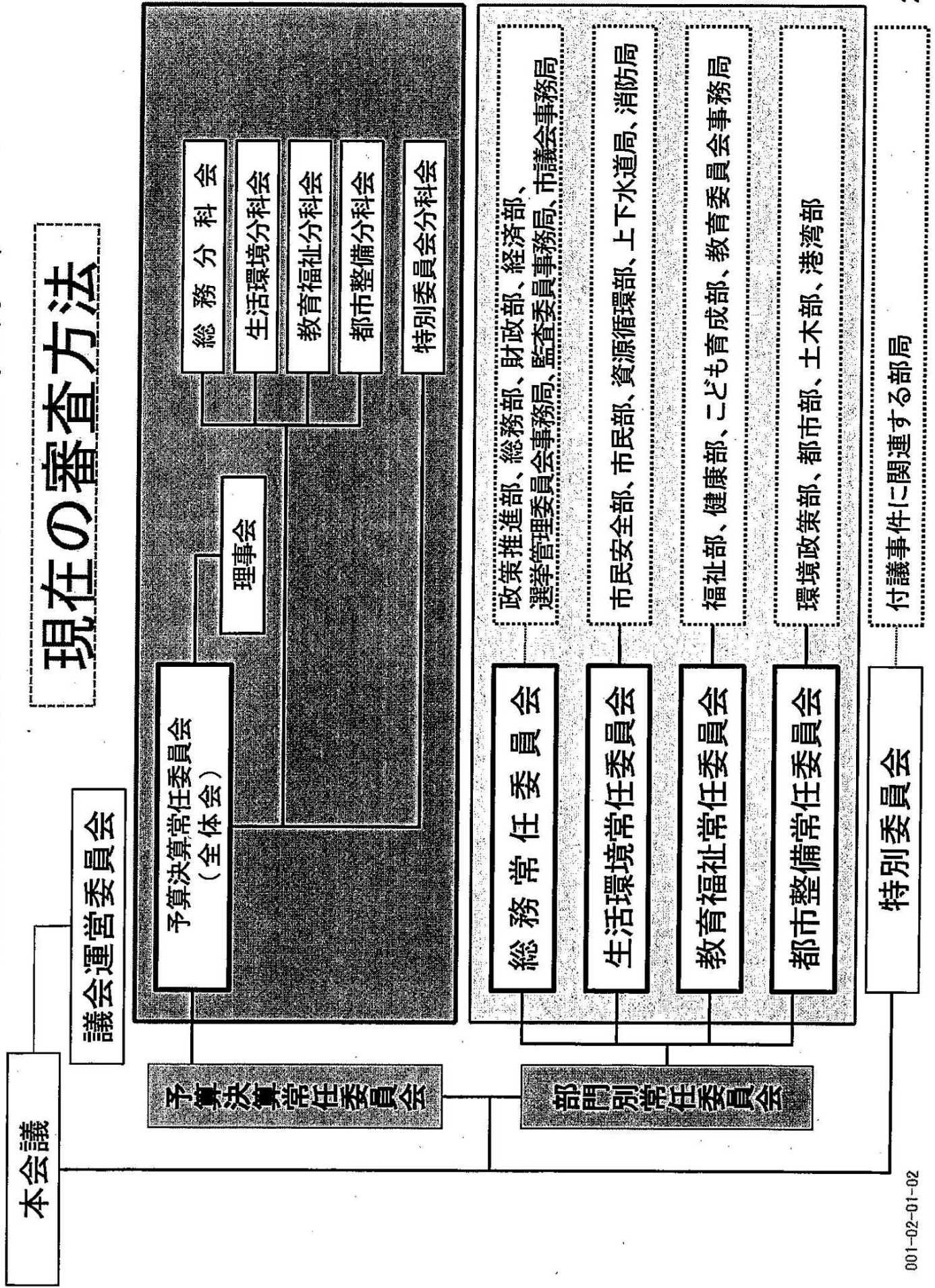
## 従前の審査方法





【新】横須賀市議会構成(平成23年5月～)

現在の審査方法



# 予算決算常任委員会への付託議案等

## 【議案】

(1) 予算、決算と関連し、かつ複数の分科会に関連するもの

例：指定管理者指定議案

(2) 基金の設置など予算の根幹に関わるもの

例：基金条例設置議案

(3) 手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うもの

例：手数料条例改正議案

## 【法定報告】

継続費等の繰越計算書及びこれまで決算特別委員会で審査していた継続費精算報告書等の法定報告の審査を行う

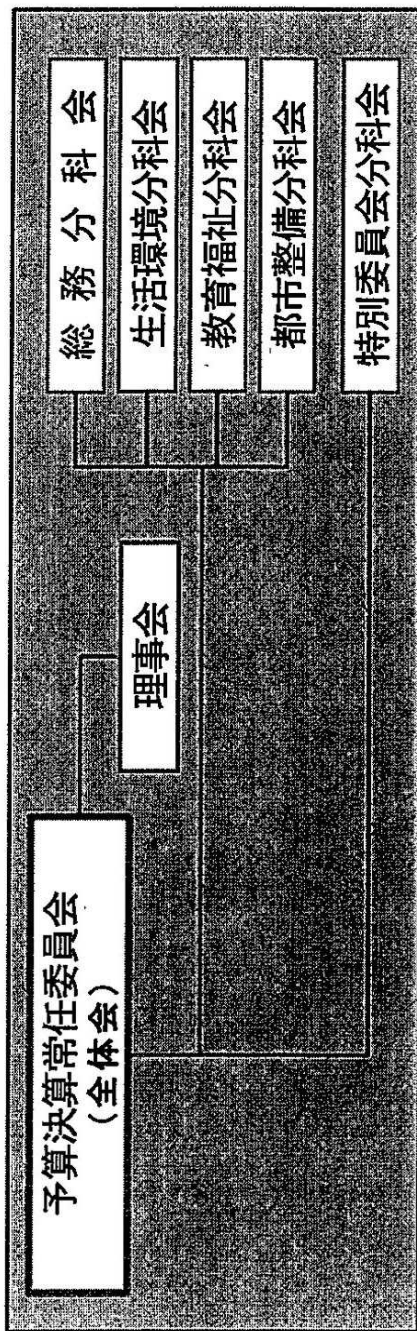
## 【一般報告】

議案と同時に審査すべき一般報告を除き、予算決算常任委員会では扱わない

## 【請願・陳情】

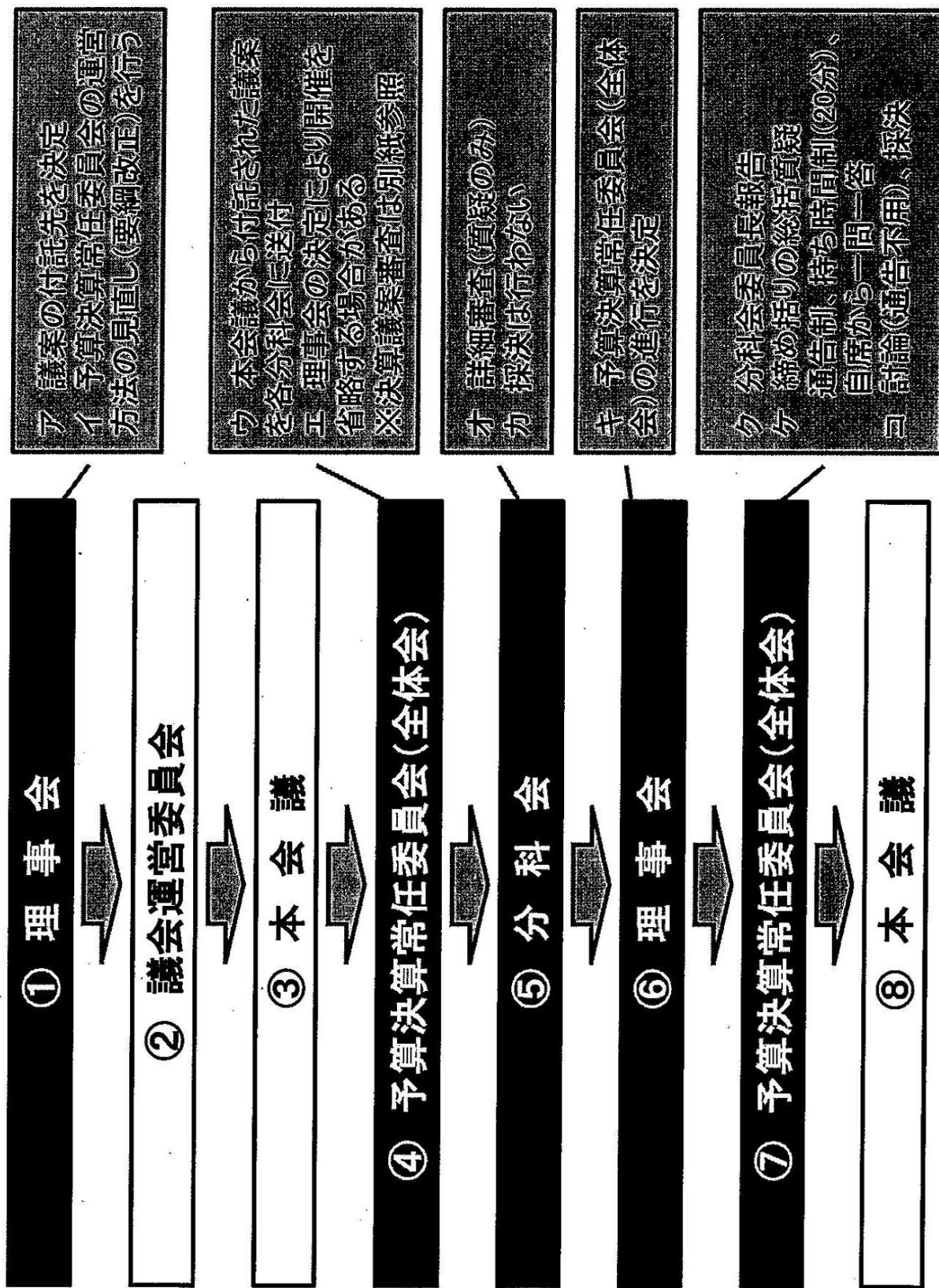
原則として、予算決算常任委員会では請願陳情の審査を行わない

# 予算決算常任委員会の構成



	予算決算常任委員会 (全体会)	理事会	分科会
委員(理事)	委員は、議長を除く全議員 (40名)	理事は、各常任委員会の 正副委員長(5委員会×2 名=10名)	委員は、部門別常任委員 会と同じ
正副委員長 (会長)	委員長は、副議長、副委員 長は議会運営委員長	会長は、予算決算常任委 員長(副議長)、副会長は 同副委員長(議運委員長)	正副委員長は、部門別常 任委員会の正副委員長が 兼務
開催場所	本会議場	会議室(議運と同じ)	委員会室
出席理事者	本会議と同じ(市長・副市 長・各部長等)	なし	部門別常任委員会と同じ (各部長及び課長)

# 予算決算議案審査の流れ



## 予算決算常任委員会を設置しました

[2015年6月2日]

### 予算決算常任委員会を設置しました

平成26年12月22日、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会を設置しました。平成27年3月定例会から、この委員会による審査を開始することになります。予算と決算を一体で審査する常任委員会の設置は、大阪府下では初の取り組みです。

この委員会の設置により、予算を審査した議員が決算を審査できるようになるとともに、決算審査の結果を次の予算に反映しやすくなることから、議会のチェック機能は今後、一段と高まることとなります。

#### 設置の経過

従来、八尾市議会では、予算議案は、その予算を所管する常任委員会に分割付託していました。一方、予算の結果である決算議案については、7名の委員で構成する特別委員会で例年審査していたことから、予算と決算を審査する議員が異なり、予算を審査した常任委員会は、その後の決算を審査することなく、次の予算を審査している状況にありました。

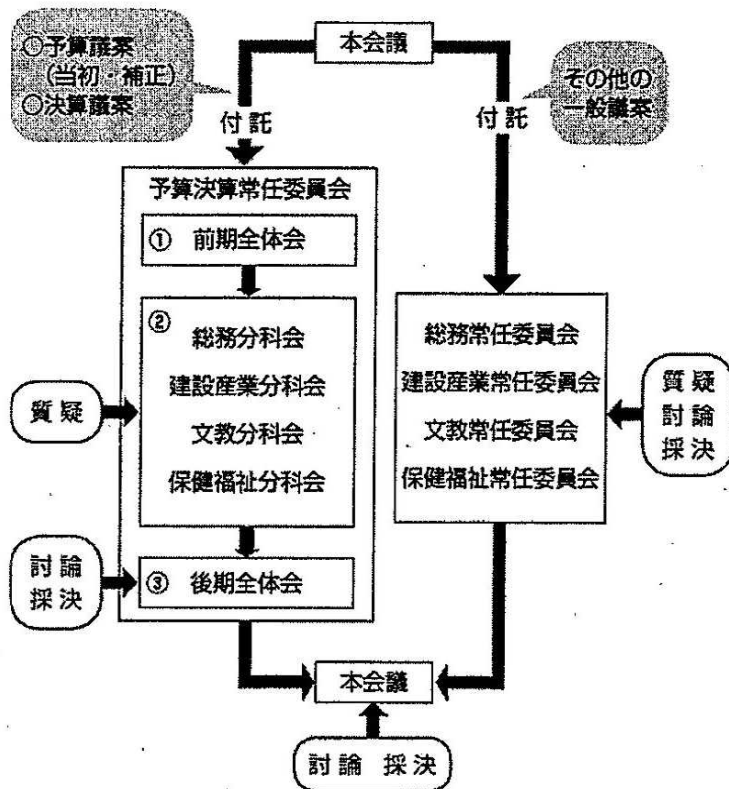
このため、決算審査で明らかになった課題を予算審査に反映させることができない、また、予算審査で要望した事項が決算で反映されているか確認できないという問題を抱えていました。こういった問題を解決するため、本委員会を設置するに至りました。

#### 審査の流れ

委員会における具体的な審査の流れとしては、決算議案の場合、まず、本会議で予算決算常任委員会に議案を付託した後、全委員が出席する前期全体会を開催して、総務、建設産業、文教、保健福祉分科会へ担当する議案を送付します。そして、各分科会で、議案に対する質疑が行われた後、後期全体会を開

# 予算決算常任委員会を設置しました | 八尾市

催し、討論をへて、予算決算常任委員会としての採決を行います。



## より良いホームページにするため、アンケートにご協力ください

なお、この欄からのご意見・お問合せには返信することができませんのでご了承ください。

回答が必要なご意見・お問合せは「[ご意見・お問合せ \(別ウィンドウが開きます\)](#)」ページよりお願いします。

1. このページは分かりやすかったですか？

- 分かりやすかった
  やや分かりやすかった
  やや分かりにくかった
  分かりにくかった

2. 設問1を受けて、説明内容・レイアウト・掲載場所について、特に補足することがあれば具体的に記述してください(任意)。

**お問合せ**

八尾市市議会事務局議事政策課  
 電話: 072-924-3885 ファックス: 072-922-4968  
[議事政策課へのお問合せフォーム](#)

予算決算常任委員会を設置しましたへの別ルート

[ホーム](#) [各課の窓口](#) [議事政策課](#) [議会の取り組み](#) [過去の取り組み](#)

ページの先頭へもどる

## 豊田市の予算決算審査

### 1 経緯

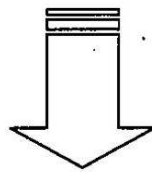
- ・平成17年以前は、

**予算**：所管の常任委員会への分割付託。予算の説明は当初予算説明会を休会日に開催

- ・審査時間が短い
- ・説明会が一方的な説明のため質疑が不十分
- ・分割付託すること自体問題

**決算**：9月定例会の会期中に決算特別委員会（12名）を設置し、一括付託

- ・審査時間が短い
- ・審査項目が多く、限られた委員で十分な審査ができない
- ・少数の委員だけに任せるのは議会全体の権限の向上にならない



「議会権能向上特別委員会」で  
予算決算の審査方法を見直し

- ・平成18年9月定例会において全議員（議長、議会選出監査委員除く）で構成する決算特別委員会を、平成19年3月定例会において全議員（議長除く）で構成する予算特別委員会を設置しそれぞれ審査を行った。

その結果、平成 19 年度から

「執行機関の公正かつ適正な行政執行を監視するという議会の機能の観点から、予算及び決算が連動した審査を行うことが望ましく、そのため予算案件（補正予算含む）及び決算案件について 1 年を通して同じ特別委員会で審査する。」こととした。

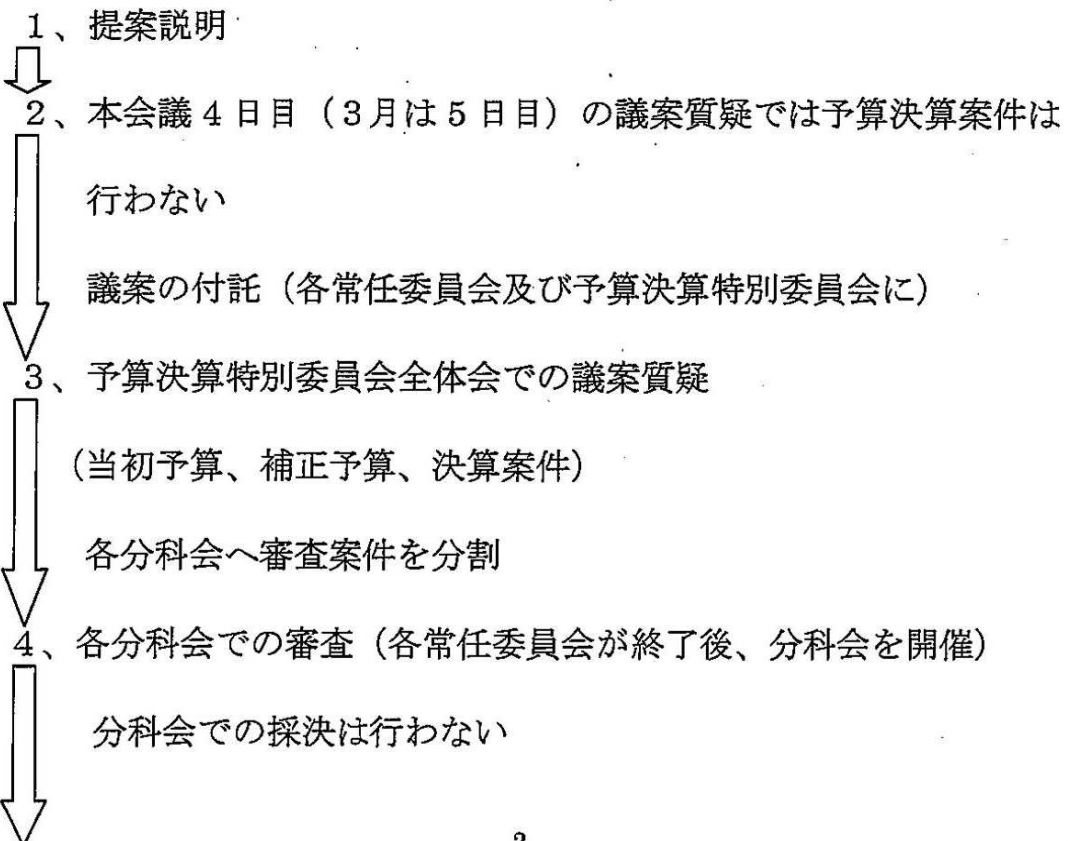
## 2 予算・決算特別委員会の構成

- ・議長を除く全議員

(各分科会の分科会委員は常任委員会の委員と同じ)

- ・毎年 6 月定例会に設置

## 3 審査の流れ（3 月、9 月）





5、予算決算特別委員会全体会での分科会長報告、特別委員会での



採決

6、本会議閉会日で委員長報告、採決

(6月、12月定例会では、補正予算のみのため、本会議での議案質疑で補正予算案件の質疑を行い、全体会での質疑を省略している)

#### 4 全体会での質疑について

- ・質疑は事前通告制
- ・当初予算と決算は本会議での議案質疑は行わず、全体会で行う
- ・補正予算のみの場合は本会議で議案質疑を行い、全体会での議案質疑を省略
- ・本会議、全体会での議案質疑は政策的・大局的な質疑をすることとし、詳細な質疑については分科会で行う。

#### 5 分科会について

- ・各常任委員会終了後に引き続き行っている。
- ・分科会では質疑、意見までとし、採決を行わない。

#### 6 全体会での採決について

- ・各分科会長の報告後、分科会長報告に対する質疑、意見（討論）、採決を行っている。

## 7 常任委員会化について

- ・平成 21 年度の議長からの諮問により、常任委員会の複数所属の視点から、これまでも議長を除く全議員が構成員であり、各分科会の構成員が各常任委員会と同一であることを検証しながら、予算・決算審査に関する会議体の常設化（常任委員会化）についての検討がおこなわれた。
- ・基本的には、議長を除く全員での審査、分科会の審査など、これまでの特別委員会での審査と同一。
- ・平成 22 年 5 月臨時会で予算決算委員会を設置した。

## 8 課題等

- ①全体会での議案質疑が詳細な部分に及ぶことがある
- ②予算説明会後は議案精読日が十分設けてあるが、決算説明会後の議案精読日が短く、議案質疑の通告までに決算の内容を理解し、通告することが難しいという意見がある

## 予算決算常任委員会の設置について

平成 24 年 5 月から予算決算常任委員会を設置し、予算決算議案及び関連議案の審査を行う。これにより、決算特別委員会及び予算特別委員会は、設置しない。

### 1 設置の経緯

H9 へ設置  
副議長が委員会  
議案今案  
議会活性化検討委員会での議論を踏まえ、議会運営委員会から議長に答申された平成 23 年度の第 1 次報告（当初予算・決算審査の手法について）に基づき、予算決算常任委員会を設置する。

### 2 設置の目的

- (1) 従来の分割付託による審査方法は、各委員会での表決結果が異なる可能性や修正案の提出が困難であるなどの矛盾が生じるため、これを解消する。
- (2) 予算議案及び決算議案の審査を一体的に行うことにより、効率的かつ効果的な審査が可能となる。

### 3 委員会の構成

- (1) 予算決算常任委員会（全体会）は、議長を除く 37 名の議員で構成し、議場において開催する。ただし、議長は、地方自治法第 105 条の規定により出席することはできない。
- (2) 予算決算常任委員会の下部組織として、所管別常任委員会に対応した分科会を設置し、予算決算議案及び関連議案の詳細審査を行う。
- (3) 予算決算常任委員会の運営に関する事項等は、議会運営委員会において協議する。

# 大津市議会予算決算常任委員会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大津市議会委員会条例（昭和31年条例第16号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (分科会の設置)

第2条 予算決算常任委員会に次の各号の分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局に関連する事項等を担当させるものとする。

- (1) 総務分科会 総務常任委員会が所管する部局
- (2) 教育厚生分科会 教育厚生常任委員会が所管する部局
- (3) 生活産業分科会 生活産業常任委員会が所管する部局
- (4) 施設分科会 施設常任委員会が所管する部局

## (分科会の委員)

第3条 予算決算常任委員会の委員は、条例第2条第1号から第4号までに規定する常任委員会（以下「所管別常任委員会」という。）に対応する分科会に、それぞれ所属するものとする。ただし、議長においてはこの限りでない。

2 分科会に分科会会長及び分科会副会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する所管別常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

## (分科会の運営等)

第4条 分科会は、予算決算常任委員会が付託を受けた議案（以下「付託議案」という。）のうち、その担当に属する部分を分担して審査し、又は調査するものとする。

- 2 分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 分科会は、分科会会長が招集する。
- 4 分科会会長は、会務を総理し、分科会の会議を主宰する。
- 5 分科会副会長は、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 6 分科会は、これを公開する。ただし、分科会の決定により非公開とすることができる。
- 7 その他、分科会の運営等について必要な事項は、条例の規定を準用する。

## (運営等の協議)

第5条 予算決算常任委員会に関する次に掲げる事項は、議会運営委員会において協議する。

- (1) 審査又は調査の日程に関する事項
- (2) 付託議案の取扱いに関する事項
- (3) 質疑、討論及び採決の方法に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、予算決算常任委員会及び分科会の運営に関し必要な事項

(調査及び審査の方法等)

第6条 付託議案の審査は、議案の委員会付託を行う本会議の終了後に予算決算常任委員会（前期全体会）を開会し、その後分科会における詳細審査（質疑）を経て、分科会審査終了後の予算決算常任委員会（後期全体会）において最終審査（討論・採決）を行う。

2 それぞれの審査は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、付託議案の内容に応じて、議会運営委員会の協議によりその方法を変更することができる。

(1) 予算決算常任委員会（前期全体会）では、提案説明及び質疑を行うことなく付託議案をその担当する分科会に送付する。ただし、決算議案においては、監査報告等の説明を求め、当該説明に係る質疑を行うことができる。この場合の質疑は、自席において起立にて、質問の趣旨を明確に1問ずつ簡潔明瞭に行う。

(2) 委員長は、前号本文の規定にかかわらず、付託議案をその担当する分科会に書面にて送付することができる。この場合において、予算決算常任委員会（前期全体会）は、その書面の送付をもって開会したものとみなす。

(3) 分科会では、次の方法により審査を行う。なお、分科会の審査は質疑のみとする。

ア 予算議案及び決算議案の審査は、いずれも執行部からの説明を受け、一般会計予算においては各部局別に、特別・企業会計予算においては各会計ごとに行う。

イ 予算議案及び決算議案を担当する場合は、まずは予算議案を、次に決算議案を審査する。

ウ 新年度予算議案及び補正予算議案を担当する場合は、まずは新年度予算議案を、次に補正予算議案を審査する。

エ 次条第1項に規定する予算関連議案の審査は、補正予算議案と合わせて審査する。ただし、補正予算議案の付託のない場合又は当該関連議案が新年度予算議案に関係する場合等は、この限りでない。

オ 質疑は、質問の趣旨を明確にし、1問ずつ簡潔明瞭に行う。

カ 分科会では、前号の監査報告等に係る質疑は行わないものとする。

キ 分科会は、原則4分科会を同日に開催する。ただし、新年度予算議案及び決算議案の審査については、この限りでない。

(4) 予算決算常任委員会（後期全体会）では、それぞれの分科会における審査を踏まえ、次の方法により討論及び採決を行う。

ア 予算議案及び決算議案が付託議案である場合は、まずは予算議案を、次に決算議案を審査する。

イ 新年度予算議案及び補正予算議案が付託議案である場合は、まずは新年度予算議案を、次に補正予算議案を審査する。

ウ 次条第1項に規定する予算関連議案は、前号エに準じて審査する。

エ 予算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、新年度予算議案を一括して、自席において起立により行うものとし、補正予算議案も同様とする。

オ 決算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、一般会計予算及び特別・企業会計予算ごとに、それぞれ一括して、自席において起立により行う。

カ 採決は、すべて起立により行う。なお必要に応じて議案を一括して採決することができる。

キ 修正案が提出された場合には、修正案の提案説明及び当該修正案に係る質疑は、委員長が指定する場所において行う。

3 新年度予算議案については、第1項の規定にかかわらず、本会議の前にあらかじめ予算決算常任委員会を開催し、執行部から概要説明を求めることができる。

(関連議案等の範囲)

第7条 予算決算常任委員会に付託される議案の範囲は、次に掲げる議案とする。

- (1) 予算又は決算と関連し、かつ複数の所管別常任委員会に関連するもの
- (2) 基金の設置等予算の根幹に関わるもの
- (3) 手数料条例等歳入予算を伴うもの

2 予算決算常任委員会では、原則として請願の審査は行わないものとする。

(委員長報告)

第8条 予算決算常任委員会の委員長報告は、所管別常任委員会の委員長報告と同様に、表決結果みを報告するものとする。

(開催場所)

第9条 予算決算常任委員会は、本会議場で開催するものとする。

2 分科会は、委員会室で開催するものとする。

(会議の記録)

第10条 分科会の会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させなければならない。

2 前項の会議記録の保存年限は、永年とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項は、議会運営委員会が定める。

附 則

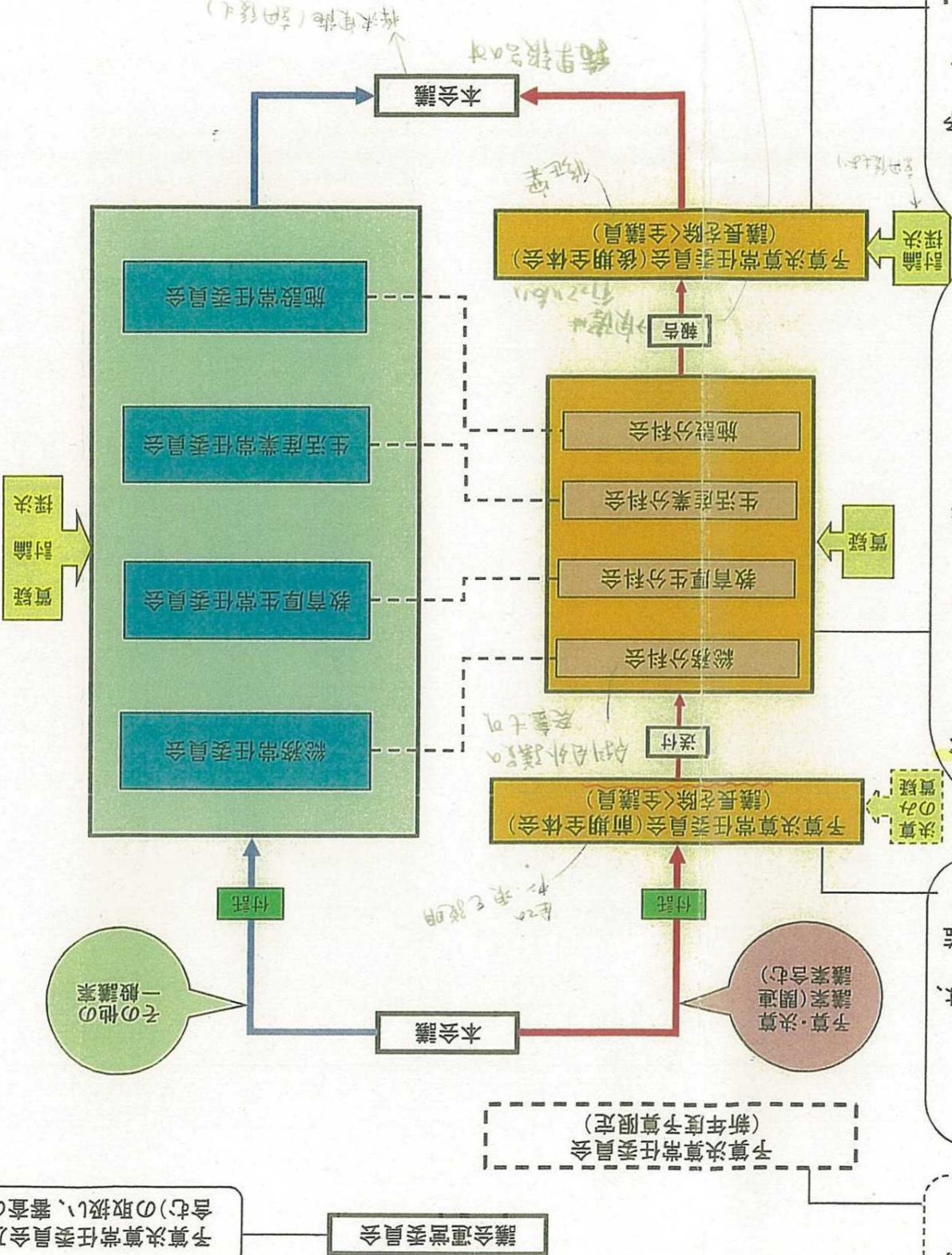
この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月2日から施行する。

# 予算決算常任委員会の流れ

予算決算常任委員分及分科会に係る日程、付託議案(関連議案含む)の取扱、議案の方法等を協議



※新年度予算は、必要に応じて予算決算常任委員会を開催し、執行部から概要説明を求められることができる。(質疑は行わない/全員協働会に代わるもの)  
 ※議長は、地方自治法第105条の規定に基づき、出席可能

※全体会は、議長を除く37名の議員で構成  
 ※議長は副議長、副議長は議分副議長、副議長は副議長  
 ※全体会は、議場において開催  
 ※議長は議長、副議長は副議長、副議長は副議長  
 ※執行部からの説明は割愛し質疑は行わない。ただし、決算議案は、監査報告等を選択し、それに伴う質疑を行う。  
 ※執行部(説明員)の出席は求めない。ただし、決算議案は、代表監をばじめ決算報告に必要な説明員の出席を求める。  
 ※分科会の委員は、所管別常任委員会に対する分科会に所属副委員長  
 ※1日に4分科会を同時開催。ただし、新年度予算と決算議案は、2分科会とする。  
 ※分科会では、執行部から説明を受け、質疑を行う。討論及び採決は行わない。  
 ※一般会計は部別に、特別・企業会計は各分科会に審査  
 ※予算議案と決算議案がある場合は、まずは予算議案を、次に決算議案を審査  
 ※新年度予算議案と補正予算議案がある場合は、まずは新年度予算議案を、次に補正予算議案を審査  
 ※補正予算議案は、必要に応じて分科会と所管別常任委員会を同日開催し、所管部局を一括審査することも可能  
 ※予算関連議案は、原則、補正予算議案と合わせて審査  
 ※質疑は、1問ずつ実施  
 ※監査報告等に係る質疑は、行わない。

※執行部(説明員)の出席を求める。(市長を除く)  
 ※予算議案と決算議案がある場合は、まずは予算議案を、次に決算議案を行う。  
 ※新年度予算議案と補正予算議案がある場合には、まずは新年度予算議案を、次に補正予算議案を行う。  
 ※予算議案の討論は、委員長の指名順位により、新年度予算を一括し、自席において起立して行う。補正予算においても同じ。  
 ※決算議案の討論は、委員長の指名順位により、一般会計と特別・企業会計ごとに、それぞれ一括し、自席において起立して行う。  
 ※採決は、起立採決。なお、全委員賛成予定の議案は、一括採決も可能  
 ※修正案が提出された場合、提案説明及び当該修正案に対する質疑は、委員長が指定する場所において行う。  
 ※予算関連議案は、分科会開催に際しては議案と合わせて審査  
 ※本会議における別議案報告は、議決結果のみ報告